

(4) 保育所等保育料(特定保育施設及び特定地域型保育事業利用者負担額表)(令和7年度)

(月額、単位：円)

各月初日の入所子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額		
階層	定義		3歳未満児		3歳以上児
	第1子	第2子	第3子	第4子	
所得割 57700円未満は 多子カウント年齢制限なし	A	生活保護法による被保護世帯又は里親	0	0	0
	B	市町村民税非課税世帯	0	0	
	C 1	均等割のみ課税 (所得割は非課税)	ひとり親世帯等	0	
			上記以外の世帯	8,300 (8,200)	
	C 2	所得割5,000円未満	ひとり親世帯等	0	
			上記以外の世帯	9,200 (9,100)	
	C 3	所得割5,000円以上 48,600円未満	ひとり親世帯等	0	
			上記以外の世帯	10,200 (10,100)	
	D 1	所得割48,600円以上 52,000円未満	ひとり親世帯等	0	
			上記以外の世帯	11,200 (11,000)	
	D 2	所得割52,000円以上 62,000円未満	ひとり親世帯等	0	
			上記以外の世帯	13,000 (12,800)	
	D 3	所得割62,000円以上 73,000円未満	ひとり親世帯等	0	
			上記以外の世帯	15,700 (15,500)	
市町村民税課税世帯	D 4	所得割73,000円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	0	0
			上記以外の世帯	20,000 (19,700)	
	D 5	所得割77,101円以上97,000円未満		20,000 (19,700)	
				10,000 (9,850)	
	D 6	所得割97,000円以上116,000円未満		26,000 (25,600)	
				13,000 (12,800)	
	D 7	所得割116,000円以上137,000円未満		33,000 (32,600)	
				16,500 (16,300)	
	D 8	所得割137,000円以上169,000円未満		40,000 (39,500)	
				20,000 (19,750)	
	D 9	所得割169,000円以上180,000円未満		44,500 (43,800)	
				22,250 (21,900)	
	D 10	所得割180,000円以上196,000円未満		46,000 (45,300)	
				23,000 (22,650)	
	D 11	所得割196,000円以上212,000円未満		47,500 (46,800)	
				23,750 (23,400)	
	D 12	所得割212,000円以上301,000円未満		49,000 (48,300)	
				24,500 (24,150)	
	D 13	所得割301,000円以上397,000円未満		51,000 (50,200)	
				25,500 (25,100)	
	所得割397,000円以上			66,000 (65,000)	33,000 (32,500)

※( )内の金額は保育短時間認定を受けた場合の保育料です。

※多子については、就学前の子どもにつき年長者から第1子、第2子とカウントします。第3子は無償です。